

## 第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 4 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・ 2 田中 康章・ 3 田村 明・ 4 東海 光政  
5 村澤 藤次・ 8 喜多 義幸・ 9 片岡 正春・ 10 牧野 礼吉  
11 清水 喜代己・ 12 海野 要・ 13 内藤 正敏・ 21 坂野 大徹  
23 川邊 千秋

以上 1 3 名

欠 席 委 員 19 草深 みつよ

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・吉川主査

総 合 支 所

議事録署名者 5 村澤 藤次・ 9 片岡 正春

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地役権)  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)  
議案第 7 号 非農地証明願について  
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の決定について (別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは、第4回第1農地部会を開会させていただきます。  
本日のご欠席は、19番 草深 みつよ委員の1名で、出席委員は13名で  
ございます。  
議事録署名者を私から指名させていただきます。  
5番 村澤 藤次委員、それから9番 片岡 正春委員、よろしくお願いを  
いたします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。よろしくお  
願いします。
- 事 務 局      議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま  
す。  
番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は10,949㎡で、その内訳  
は田が9,597㎡、畑が1,352㎡、でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解  
約したものです。  
  
2ページから8ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は87,545.79㎡  
で、その内訳は田が72,251.27㎡、畑が15,294.52㎡ございま  
す。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性があり  
ますので、届出人に対して指導しております。  
  
9ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ござ  
います。  
番号1 分譲住宅用地  
番号2 一般個人住宅及び賃貸住宅用地  でございます。  
以上、件数は2件、合計面積は、2,794㎡で、すべて畑でございます。
- 10ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権  
移転）、でございます。  
番号1、番号2、一般個人住宅用地  
番号3、駐車場用地  
番号4、番号5、分譲住宅用地  
番号6、資材置場・駐車場用地  
番号7、番号8、太陽光発電施設用地  
番号9、一般個人住宅用地  でございます。  
以上、件数は9件、合計面積は5,722㎡で、その内訳は田が3,175  
㎡、畑が2,547㎡、でございます。

11ページから13ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、店舗用地 でございます。

以上、件数は1件、面積は15,476㎡で、その内訳は田が6,959㎡、畑が8,517㎡、でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で117㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で5.8ha。

番号2、\_\_\_\_\_ 農事組合法人、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田が1.9ha、畑が27.4ha、採草放牧地が9ha、合計38.3ha。

番号3、有限会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で3.7ha。

番号4、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で93ha。

番号5、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で100ha。

番号6、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で13ha。

番号7、農事組合法人 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田が23ha、畑が0.6ha、合計23.6ha。

番号8、農事組合法人 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田が94.1ha、畑が1.2ha、合計95.3ha。

番号9、有限会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田が60ha、畑が0.5ha、合計60.5ha。

番号10、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田が33.9ha、畑が2.1ha、合計36ha。

番号11、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積は、畑で3.3ha。

番号12、農事組合法人 \_\_\_\_\_、主たる耕作物は小麦、耕作面積は田で10.4ha。

以上件数は12件で、いずれの案件も、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 では、早速、議案事項に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼ですけれども、座って説明をさせていただきます。  
それでは、お手元の議案書の16ページから17ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,827㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 13,713㎡、申請地 神戸中新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,220㎡。

これにつきまして、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 18,551㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 17,427㎡、申請地 大里野田町若林\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 140㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 27,082㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 7,925㎡、申請地 高野尾町寺谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 694㎡ 外2筆、合計面積 3,871㎡。

これにつきまして、受人は、生前部分贈与により渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 豊津、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,280㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,697㎡、申請地 河芸町一色茶ノ木\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 76㎡。

これにつきまして、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号5、地区 豊津、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,952㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,663㎡、申請地 河芸町影重浜新田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 72㎡ 外3筆、合計面積 418㎡。

これにつきまして、受人は、生前部分贈与により渡人から申請地を譲り受けるものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号6、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積 13,365㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,653.76㎡、申請地 芸濃町棕本西富家\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 270㎡ 外4筆、合計面積 1,299.76㎡。

これにつきまして、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,259㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,569㎡、申請地 美里町北長野東山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,542㎡。

これにつきまして、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積 91,473㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,954㎡、申請地 安濃町戸島南在神 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,956㎡。

これにつきまして、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は8件、合計面積は10,522.76㎡で、その内訳は田が8,788㎡、畑が1,467㎡、登記簿地目が宅地とあるものを他といたしまして267.76㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、地元委員のご意見を伺いますけれども、本日はなるべく簡単にお願いをしたいと思います。  
それでは、番号1、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。4月3日、地元推進委員と現地を確認してまいりました。事務局の説明どおり問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 番号2番、地区 大里。

田中委員 2番、田中です。11日に草深委員と地元推進委員と3名で現地を確認させていただきましたが、事務局の説明どおりで問題ございません。

議長 ありがとうございます。  
番号3、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。9日に地元推進委員と私とで現地を確認させていただきました。事務局の説明どおりで問題ございません。

議長 番号4、5、地区 豊津。

喜多委員 8番、喜多です。これは地元推進委員と立会いして、別に問題なしということで4番も5番も別に問題なかったもので、事務局の説明のとおりですので、よ

ろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号6、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。農業委員と、それから地元推進委員と9日に現地を確認させていただきました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 長野。

清水委員 11番、清水です。4月3日、地元推進委員と私とで確認しました。何も問題がないということでよろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 明合、お願いします。

海野委員 12番、海野です。4月9日、地元推進委員と農業委員とで現地確認を行いまして、別に問題なしとの判断をさせていただきました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
皆さん、番号1から番号8について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定いたします。  
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 櫛形、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 分部上頭\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 273㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和48年頃より既に住宅の一部として使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地として判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 大里窪田町西鳶\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 251㎡。

これにつきましては、申請地を貸し資材置場用地とするものですが、平成8年頃より既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことか

ら、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号3、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町上野上ノ垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 1,681㎡のうち499.20㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、農業用倉庫の建築であれば届出でよいとの勘違いにより、既に造成している旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は全て田で1,023.20㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見を伺います。  
1番、地区 榊形。

東海委員 4番、東海です。4月6日に事務局、それから地元推進委員と川邊委員、4名で現地確認の体制で行きましたが、何ら問題ございませんでした。よろしくお願ひします。

議長 番号2、地区 大里。

田中委員 2番、田中です。9日に草深委員と地元推進委員と事務局とで現地を確認させていただきました。事務局の説明どおりで問題ございません。よろしくお願ひします。

議長 番号3、地区 上野。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場へ見させてもらいましたが、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりよろしくお願ひします。

議長 番号1から番号3について、地元委員から異議なしということでございますが、皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページから20ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町北新畑 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は236.16㎡、パネルの設置率は転用面積の57.2%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号2、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町南浜 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は510.30㎡、パネルの設置率は転用面積の51.5%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号3、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町南浜 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 526㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は324.00㎡、パネルの設置率は転用面積の61.6%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号4、地区 神戸、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 半田上出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 363㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は209.16㎡、パネルの設置率は転用面積の57.6%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号5、地区 高茶屋、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町丸田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,781㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設及び管理用道路用地とするものです。

パネルの設置面積は483.84㎡、パネル設置率は、管理用道路部分を除き、転用面積の30%となりますが、パネル・管理用通路・フェンス等がそれ

それに配置され、おおむね太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認されております。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号6、地区 大里、受人（受遺者兼遺言執行者）\_\_\_\_\_、渡人 特定遺贈、申請地 大里窪田町西鳶\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 203㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸し資材置場用地とするものですが、平成8年頃より亡き\_\_\_\_\_が既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号7、地区 大里、受人（受遺者兼遺言執行者）\_\_\_\_\_、渡人 特定遺贈、申請地 大里窪田町西鳶\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 25㎡ 外6筆、合計面積 1,228㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路・駐車場・資材置場用地とするものですが、平成18年頃より亡き\_\_\_\_\_が近隣で行う土木工事により発生した良質土で埋め立てた旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町北山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 904㎡。

これにつきまして、申請地付近で20年間\_\_\_\_\_を自ら開業し、医師として働く受人は、新たに申請地の隣に第2診療所を増設することから、景観の向上を目的にポプラを67本植樹しようとするものですが、既に平成元年頃に18本のポプラを植樹した旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第3種農地として判断されます。

番号9、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_ 合同会社 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本巾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,041㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.7%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町中縄藤洒井\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 415㎡ 外2筆、合計面積 615㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和60年頃に先代が既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号11、地区 明、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町中縄藤迺井 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 737㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は580.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の78.8%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号12、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院岸瀬古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 486㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、議案第4号の番号2で提案する案件と同一事業内にて太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は428.28㎡、パネルの設置率は、一体利用地の面積を含め転用面積の62%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は9,288㎡、このうち田が2,715㎡、畑で6,573㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見を伺う前に、まず皆さんにお詫びとお願いをしておきます。毎月この部会のおよそ1週間前には、会長、部会長、事務局とで1,000㎡以上の現地確認を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染対策の一環で、大変勝手ながら今月の場合、これを中止とさせていただきます。これから感染拡大の状況によりどうなるか分かりませんが、地元委員及び地元推進委員に判断を委ねる機会が増えると思いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、地元委員の意見を伺います。

番号1から番号3、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。4月9日、地元推進委員と現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。番号4、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。4月6日に事務局、それから地元推進委員、3名で現地確認をさせていただきました。何ら問題はございませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号5、地区 高茶屋、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。4月6日に事務局ほか、地元推進委員と一緒に現地確認に行きました。何の問題もありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号6と7、地区 大里。

田中委員 2番、田中です。9日に地元推進委員と草深委員と事務局で現地確認させていただきました。事務局の説明どおり何ら問題はございませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。9日に地元推進委員と事務局とで現地確認させていただきました。事務局の説明どおりで何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号9、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。4月9日、地元農業委員それから地元推進委員と事務局で現地確認させていただきました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号10、11、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。  
これも4月9日に現地確認させていただきました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。  
それから11番、これも一緒の日に現地確認に行ってきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号12、地区 雲林院。

片岡委員 9番、片岡です。4月9日に委員2名と地元推進委員と事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。先ほど私が申し上げましたように、もし1,000㎡以上の現地確認を実施していただく際、事前に不明な点がありましたら、事務局へ言っていただいて、個別案件として単独で現地にて立ち合わせていただきます。あらかじめもし不明な事がありましたら、お知らせをいただきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。  
それでは、番号1から番号12について地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

坂野委員 21番、坂野ですけれども、6番、7番の特定遺贈について申し訳ないけれどももう少し詳しく、説明いただきたいと思います。

議長 6、7、事務局。

事務局 6番、7番につきましては、特定遺贈といいまして、法定相続人以外への相続という意味になります。通常の転用申請ですと、両者申請が原則なのですが、特定遺贈については、遺言書等の記載内容を確認した上で、受人のみの単独申請で可能と法律上規定されております。また、通常の法定相続人が行う相続は農地法の許可不要ですが、法定相続人以外が相続する特定遺贈は、農地法上の許可が必要と農地法上規定されております。  
以上、説明を終わります。

議長 よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、21ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_ 代表 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本横山 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 5,387㎡のうち1,863㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に10年間の賃貸借権を設定し、申請地を農業用倉庫及び事務用地とするものですが、平成23年8月頃に農用地区域内の田として使用する用途から農業用施設として使用するための用途変更手続を行い、\_\_\_\_\_として使用してきましたが、この際、農地転用の手続を失念していた旨の始末書が提出されております。

農地区分は、農用地区域内の農業用施設用地と判断され、不許可の例外に該当する案件となっております。

番号2、地区 雲林院、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院岸瀬古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 204㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を議案第3号の番号12でご審議いただいた案件と同一事業内にて太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は428.28㎡、パネルの設置率は、一体利用地の面積を含め、転用面積の62%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

番号3、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町大塚向山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 946㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、  
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は618.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.4%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は3,013㎡、このうち田が1,863㎡、  
畑で1,150㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。4月9日に地元農業委員と地元推進委員、事務局と地権  
者で現地確認を行いました。申請地はこれまで\_\_\_\_\_として使用しておりま  
したが、今回地元の営農組合の方がここを借りられるということでございま  
した。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
番号2、地区 雲林院。

片岡委員 9番、片岡です。今月9日、委員2名と地元推進委員と事務局、現場を確認  
いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思っておりますので、どうぞよろし  
くお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号3、地区 明合。

海野委員 12番、海野です。4月9日、地元推進委員、農業委員とで現地確認を行  
いました。何ら問題なしとの判断をさせていただきました。よろしくお願いま  
す。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号3について地元委員から異議のない旨の発言がございま  
した。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定い

たします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本平林\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 297㎡のうち5.05㎡ 外1筆、合計面積 86.11㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の地役権を設定し、申請地を隣接する太陽光発電施設用地の管理用通路用地とするものですが、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で86.11㎡でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

地役権はどういう権利ですか。

事務局

通行を保障する権利です。

議長

分かりました。  
事務局の説明が終わりました。  
地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 椋本。

牧野委員

10番、牧野です。これも4月9日に現地を確認させていただきましたけれども、事務局の説明どおりで何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、23ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 櫛形、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 殿村鴻巣 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 344㎡。

これにつきましては、借人は、父である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成21年頃に駐車場として造成し、使用している旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第3種農地として判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で344㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 櫛形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。4月6日に事務局、それから地元推進委員、川邊農業委員、4名で現地確認の体制で行きました。何ら問題はございませんでした。

議長 ありがとうございます。  
番号1について地元委員から異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可することに決定いたします。  
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 明合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町粟加川添 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 257㎡ 外1筆、合計面積 458㎡。

これにつきましては、固定資産税の課税証明書により昭和40年頃に居宅が建築されていることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で458㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 明合。

海野委員 12番、海野です。4月9日に地元推進委員、それから農業委員とで現地確認を行いました。何ら問題なしとの判断をさせていただきました。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員から異議のない旨の発言がございました。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について証明をすることに決定いたします。  
次に、別冊でお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。  
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に下の合計欄で説明させていただきます。  
まず、津地区をご覧くださいませでしょうか。田の賃貸借、使用貸借で152,979㎡、畑の賃貸借で3,063㎡、契約件数は45件でございます。  
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,768㎡、畑の使用貸借で432㎡、契約件数は8件でございます。  
安濃地区につきましては、田の賃貸借のみで60,205㎡、契約件数は13件でございます。  
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で39,359㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,611㎡、契約件数は5件でございます。  
美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで19,117㎡、契約件数は7件でございます。  
香良洲地区につきましては、田の賃貸借のみで2,528㎡、契約件数は4件でございます。  
以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて290,956㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせまして12,106㎡、合計契約件数は82件、合計面積は303,062㎡となっております。  
次に認定農業者への集積状況でございます。  
地区別の認定農業者への集積は、津地区14件、河芸地区2件、安濃地区11件、芸濃地区2件、合計で29件、合計面積は148,051㎡でございます。  
なお、認定農業者への集積率は、件数で35.5%、面積で48.9%となっております。  
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用

集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今ありましたように、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をいただきます。

まず、整理番号17についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

整理番号17についていかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室、お願いします。

< 入 室 >

議長

次に、整理番号77についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件についていかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室、お願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

川邊委員

少しよろしいですか。このことにつきましては反対ではありませんが、4月から変わりました円滑化事業から農地中間管理事業に移行した関係で質問があります。通常は農地中間管理事業を活用する際は、人・農地プランの策定が必須となりますが、円滑化事業からの切替え分はこれが免除されると認識しております。そこで、手元にある資料だけでは、切替え分なのか新規事業なのか不明であることから、次回の部会から明確に分かるよう、資料の改良をお願いします。

事務局 分かりました。担当課である農林水産政策課と協議し、対処します。

議長 では、そういうことでよろしく申し上げます。

議長 ご審議いただきました。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、議案第8号について全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
速やかに済ませていただきまして、ありがとうございました。  
以上で、第4回第1農地部会を終了いたします。

午前10時46分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年4月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_